

土木学会役員・委員等国内出張旅費規則の改正について

改正の趣旨

土木学会役員および委員等の国内出張にかかる日当・宿泊費については、国家公務員等の旅費支給規程を参考にしている。法律改正によって2025年4月から国家公務員等の日当は統一されていること(一律2,400円)、宿泊費は定額制から上限付きの実費精算に変更されていること、また各地においてインバウンド等の影響で宿泊代も高騰していることもあり、当会においても地域の実情に見合った宿泊費に改正する。

<規程より当該部分を抜粋>

現 行	改 正 案
土木学会役員・委員等国内出張旅費規則 (適用範囲) 第1条 本会の役員、委員等が、本会の会議、委員会(受託の場合を除く。)等のため国内を旅行する場合の旅費については、原則として、この規則による。 (旅費の構成) 第2条 旅費は、交通費、日当および宿泊費を支給する。ただし、災害緊急対応業務規程(平成17年6月21日理事会承認)に規定する土木学会災害調査団にあつては国内旅行保険を追加する。 (交通費) 第3条 交通費は、原則として、鉄道の旅客運賃、特急料金および指定席料金ならびに船舶の旅客運賃を、路程に応じて支給する。ただし、片道30km以内の旅行については、交通費を支給しない。 2 鉄道の特急料金および指定席料金は、特急を運行する路線で、片道100km以上を旅行する場合に支給することができる。 3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、航空機の旅客運賃を支給することができる。支給額は実費とするが、上限は「ビジネスきっぷ」料金とする。 (1) 片道1,000km以上を旅行する場合 (2) 移動時間が片道4時間を超える場合 (3) 業務上必要と認める場合 (日当) 第4条 日当は支給しない。ただし、常勤の役員については、1日あたり3,000円(片道100km未満を旅	(適用範囲) 第1条 本会の役員、委員等が、本会の会議、委員会(受託の場合を除く。)等のため国内を旅行場合の旅費については、原則として、この規則による。 (旅費の構成) 第2条 旅費は、交通費、日当および宿泊費を支給する。ただし、災害緊急対応業務規程(平成17年6月21日理事会承認)に規定する土木学会災害調査団にあつては国内旅行保険を追加する。 (交通費) 第3条 交通費は、原則として、鉄道の旅客運賃、特急料金および指定席料金ならびに船舶の旅客運賃を、路程に応じて支給する。ただし、片道30km以内の旅行については、交通費を支給しない。 2 鉄道の特急料金および指定席料金は、特急を運行する路線で、片道100km以上を旅行する場合に支給することができる。 3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、航空機の旅客運賃を支給することができる。支給額は実費とするが、上限は「ビジネスきっぷ」料金とする。 (1) 片道1,000km以上を旅行する場合 (2) 移動時間が片道4時間を超える場合 (3) 業務上必要と認める場合 (日当) 第4条 日当は支給しない。ただし、常勤の役員については、1日あたり2,400円(片道100km未満を旅

行する場合は半額)の日当を支給する。

(宿泊費)

第5条 宿泊費は、業務上必要と認めた場合に、原則として実費を支給する。ただし、支給を受ける者の区分により、別表－1に定める金額を上限とする。

(パック料金の取扱い)

第6条 交通費と宿泊費が一体になったチケットを利用する旅行等で、交通費、宿泊費毎の実費が不明な場合は、当該料金を支給額とする。

(保険料)

第7条 第2条第1項ただし書きの土木学会災害調査団に対する国内旅行保険は、土木学会の負担として死亡時保証金額3千万円に必要な保険掛金額を支給する。なお、実際の保証金額および受取人の設定は、学会としては問わない。

(旅費の概算払および精算)

第8条 旅費は、旅行前に概算により支給することができる。

2 前項の場合および旅行中に用務その他の都合によって路程等を変更した場合は、旅行終了後直ちに精算するものとする。

(規則の変更)

第9条 この規則の変更は、理事会において行う。

行する場合は半額)の日当を支給する。

(宿泊費)

第5条 宿泊費は、業務上必要と認めた場合に、原則として実費を支給する。ただし、支給を受ける者の区分により、別表－1に定める金額を上限とする。

(パック料金の取扱い)

第6条 交通費と宿泊費が一体になったチケットを利用する旅行等で、交通費、宿泊費毎の実費が不明な場合は、当該料金を支給額とする。

(保険料)

第7条 第2条第1項ただし書きの土木学会災害調査団に対する国内旅行保険は、土木学会の負担として死亡時保証金額3千万円に必要な保険掛金額を支給する。なお、実際の保証金額および受取人の設定は、学会としては問わない。

(旅費の概算払および精算)

第8条 旅費は、旅行前に概算により支給することができる。

2 前項の場合および旅行中に用務その他の都合によって路程等を変更した場合は、旅行終了後直ちに精算するものとする。

(規則の変更)

第9条 この規則の変更は、理事会において行う。

別表－1

会議、委員会等の宿泊費の上限

(単位:円)

区 分	甲 地 方	乙 地 方
会長、次期会長、副会長、 専務理事	14,800	13,300
理事、監事	13,100	11,800
支部長、支部幹事長、委員 会委員長	13,100	11,800
委員会の委員、幹事	10,900	9,800

(注) 委員会委員長とは親委員会委員長を指す(小委員会、部会等の長は該当しない)。甲地方とは、財務省令で定める地域(東京都特別区、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市)をいう。乙地方とは甲地方以外の地域をいう。

別表－1

会議、委員会等の宿泊費の上限

(単位:円)

区 分	甲	乙	丙	丁
会長、次期 会長、副会 長、専務理 事	<u>27,000</u>	<u>22,000</u>	<u>16,000</u>	<u>13,000</u>
理 事 、 監 事 、 支 部 長、支部幹 事長、委員 会委員長、 委員会の委 員、幹事	<u>19,000</u>	<u>16,000</u>	<u>12,000</u>	<u>10,000</u>

(注) 委員会委員長とは親委員会委員長を指す(小委員会、部会等の長は該当しない)

甲 埼玉県、東京都、京都府

乙 千葉県、神奈川県、新潟県、香川県、福岡県、熊本県

丙 北海道、青森県、秋田県、茨城県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

丁 甲乙丙以外の地域